

浄化槽法定検査手数料規程

一般社団法人栃木県浄化槽協会

【法第 7 条検査（設置後等の水質検査）】

- 1 法第 7 条検査は、新たに設置された浄化槽について、使用開始後 3 ヶ月を経過したときから 5 ヶ月の間に行うことになっており、浄化槽が適正に施工され、所期の機能を発揮しているか否かを早期に確認するために、県知事が指定した検査機関（指定検査機関）が検査を行っている。
- 2 法第 7 条検査の手続きについては、栃木県では浄化槽工事に委託して行うこととしており、浄化槽の設置に係る関係書類として、建築確認申請又は設置の届出に「法 7 条検査依頼書」の写しを添付しなければならないとしている。
- 3 法第 7 条検査の項目は、浄化槽の設置及び維持管理の状況についての「外観検査」、放流水等についての「水質検査」、浄化槽の保守点検及び清掃の実施状況等についての「書類検査」であり、当協会（指定検査機関）の検査員が当該浄化槽の設置場所に赴き検査（水質検査の生物化学的酸素要求量は協会検査室に搬入して測定）を行っている。
 - (1) 外観検査
 - ア 設置状況
 - イ 設備の稼働状況
 - ウ 水の流れの状況
 - エ 使用の状況
 - オ 悪臭の発生の状況
 - カ 消毒の実施状況
 - キ 蚊、ハエ等の発生状況
 - (2) 水質調査
 - ア 水素イオン濃度
 - イ 汚泥沈降率
 - ウ 溶存酸素量
 - エ 透視度
 - オ 残留塩素濃度
 - カ 生物化学的酸素要求量
 - (3) 書類検査
 - ア 使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考とし、適正に設置されているか否か等について判断
- 4 上記検査を実施するために要する経費を算定し、検査料金は次のとおりとする。（非課税）

浄化槽の大きさ	7 条 検 査 料 金
50 人槽以下	11,000 円
51～500 人槽	18,000 円
501 人槽以上	34,000 円

【法第11条検査】

- 1 法第11条検査は、浄化槽が適正な維持管理により、所期の処理機能が確保されているかに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として、次の項目について毎年一回、指定検査機関が定期的に行っている。
- 2 平成7年6月厚生省通知（現環境省）により、第11条検査の効率的な推進等を図る趣旨で、検査項目、検査方法等の一部改正があり、この改正の趣旨に添って第11条検査に生物化学的酸素要求量（BOD）を導入した場合には、他の検査項目の一部を軽減できることとなった。これを受け、栃木県においては平成15年11月に環境省との協議を終え、新たな方法「栃木方式11条検査」による検査を平成16年4月から実施している。
- 3 栃木方式11条検査は、「浄化槽法11条に基づく水質に関する検査の推進要領」により行われており、検査は「外観検査」、「書類検査」のほか、水質検査の項目はBOD及び残留塩素としている。（ただし、既存の単独処理浄化槽については、塩化物イオン濃度をこれに付加する。）また、BOD検体の採水は協会の職員又は協会が指定する「指定採水員」が行うこととしており、BODの測定は協会又は協会が委託する「環境計量証明事業所」にて実施している。検査結果が連続して「不適正」と判断された浄化槽については、直ちに協会の検査員が全項目検査を行い、市町に報告するとともに改善のための助言を行っている。
- 4 上記方法で検査を実施するために要する経費を算定し、「栃木方式11条検査」料金は浄化槽の規模に関わらず一律4,300円（非課税）とし、保守点検業務との一括契約とする。

附則

1. この規程は、2004年4月1日から適用する。

附則

1. 2019年10月1日改定。
2. この規程は、2020年4月1日から適用する。

附則

1. 2025年10月1日改定。
2. この規程は、2026年4月1日から適用する。